4　規制に関する協力に関する専門委員会は、次のことを行う。

(a)　両締約国の代表者が別段の決定をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は少なくとも年一回会合すること。

(b)　この協定の効力発生の後の第一回会合において、自己の手続規則を採択すること。

第十八・十五条　連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を実施するため及び次条の規定に基づいて情報を交換するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十八・十六条　計画中又は現行の規制措置についての情報の交換

1　一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置に関する情報及び説明を求める要請を提出することができる。当該要請を受けた締約国は、速やかに応ずるよう努める。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置についての懸念を検討するよう要請を提出することができる。当該要請において、要請を行う締約国は、問題となっている規制措置を特定し、当該懸念についての説明を提供し、及び関連する場合には質問を提出する。

3　要請を受けた締約国は、できる限り速やかに、正当な理由がない限り遅くとも要請を受領した後六十日以内に、2の規定に基づいて要請を行った締約国が提起した懸念について書面による意見を提出する。当該意見には、特に、規制措置の政策目的及び必要性並びに適当な場合には同様の効率性で同一の政策目的を達成し得る貿易又は投資に対して一層制限的でない措置が存在しないことについての説明を可能な範囲内で含める。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国が提出した説明を求める質問に回答する。

4　要請を行った締約国は、次のいずれかの時期に、要請を受けた締約国との協議を要請することができる。

(a)　3に規定する書面による意見を受領した後

(b)　要請を受けた締約国が3に定める期間内に書面による意見を提出しない場合には、当該期間が満了した後

5　協議については、対面又は電子的手段による会合を通じて行うことができる。各締約国は、当該会合の実施について責任を有する職員を任命する。

6　両締約国は、協議が行われている間、要請を行った締約国の懸念に対処するための可能な満足すべき解決（問題となっている規制措置の調整のための提案又は関連する場合には貿易若しくは投資に対して一層制限的でない規制措置の採用のための提案を含む。）を誠実に探求する。

7　両締約国は、秘密の又は機微な情報又はデータを開示することを要求されない。

8　協議の結果に関する報告は、要請を受けた締約国と協議の上、要請を行った締約国が作成する。要請を行った締約国の連絡部局は、規制に関する協力に関する専門委員会に対し、その検討のために当該報告を送付する。

9　2に規定する要請については、関連する専門委員会の段階において満足すべき解決が得られない場合にも提出することができるものとし、また、第二十二章の規定又は他の適用可能な協定の紛争解決手続に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

10　2に規定する要請については、要請を受けた締約国に対して規制上の特定の結果を得ることを要求してはならず、また、規制措置の採用を遅滞させるものであってはならない。

第Ｂ節　動物の福祉

第十八・十七条　動物の福祉

1　両締約国は、それぞれの法令に関する相互理解の向上を目的として、飼養された動物に焦点を当てた動物の福祉に関する事項につき、相互の利益のために協力する。

2　このため、両締約国は、この条の規定に従って取り扱う動物の優先順位及び区分を定める作業計画を相互の同意によって採用することができるものとし、また、動物の福祉の分野における情報、専門知識及び経験を交換するため、並びに一層の協力を促進する可能性を探求するため、動物の福祉に関する技術作業部会を設置することができる。

第Ｃ節　最終規定

第十八・十八条　第Ａ節の規定の適用

1　第Ａ節の規定は、前節の規定及び第八章第Ｅ節第五款に規定する金融サービスにおける規制に関する協力については、適用しない。

2　第十八・三条の規定にかかわらず、この協定の他の章のいかなる規定も、その適用に必要な範囲内で、第Ａ節の規定に優先する。

第十八・十九条　紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十九章　農業分野における協力

第十九・一条　目的

両締約国は、農産品（注）及び食品の両締約国間の貿易を促進することが相互の利益となることを認識し、並びに持続可能な農業に関する協力（農村の振興並びに両締約国に所在する消費者に対して安全で質の高い食品を提供するための技術的な情報及び最良の慣行の交換を含む。）の促進を目指すものとする。

注　この章の規定の適用上、「農産品」には、林産物及び水産物を含まない。

第十九・二条　適用範囲

1　両締約国は、それぞれの法令に従い、前条に定める分野において協力する。両締約国は、双方の関係する集団、団体、権限のある当局及び他の組織の間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2　1に規定する協力の範囲は、次のとおりとする。

(a)　農産品及び食品の貿易の促進（関係法令についての対話を含む。）

(b)　農業経営、生産性及び競争力を向上させるための協力（持続可能な農業に関する最良の慣行の交換並びに技術及びイノベーションの利用を含む。）

(c)　農業及び食品の生産及び技術に関する協力

(d)　農産品の品質に係る政策（地理的表示に関するもの（注）を含む。）に関する協力。ただし、当該協力が第二十三・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会の任務であって地理的表示に関連するものと重複しないことを条件とする。

注　この章の規定の適用上、「地理的表示に関する「農産品の品質に係る政策」とは、農産品の品質に係る政策であって第十四・二十六条の規定の対象となる産品についての地理的表示に関するものをいう。

(e)　農村の振興を促進するための協力及び最良の慣行の交換（生産者及び若手農業者を農村地域にとどめることを目的とする政策を含む。）

(f)　前条の規定の対象となる両締約国が合意する他の事項についての協議

第十九・三条　ビジネス環境の整備のための協力

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2　両締約国は、ビジネス環境を一層整備するため、それぞれの法令に従い、双方の公の当局並びに農業分野及び食品分野におけるそれぞれの代表者の間の協力を促進する。

第十九・四条　情報の要請

一方の締約国は、他方の締約国に対し、農業又は食品に関連する措置に関する情報及び説明の要請を提出することができる。要請を受けた締約国は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、できる限り速やかに、遅くとも要請を受領した後六十日以内に、要請を行った締約国の要請に関して情報を書面により提供する。